

別冊

# 福祉生活病院常任委員会資料

## (令和元年 6月 10日)

〔件名〕

- 1 淀江産業廃棄物管理型最終処分場計画に係る条例手続等の状況について  
(循環型社会推進課)…1

生活環境部



# 淀江産業廃棄物管理型最終処分場計画に係る条例手続等の状況について

令和元年6月10日  
循環型社会推進課

「鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例」に基づき、(公財)鳥取県環境管理事業センター(以下「センター」という。)から県に平成28年11月30日に提出された淀江産業廃棄物管理型最終処分場事業計画に係る条例手続等の状況を報告する。

## 1 廃棄物審議会の概要

- (1) 日 時 令和元年5月27日(月)午後1時30分~2時5分
- (2) 場 所 中部総合事務所 入札室
- (3) 審議会委員

| 専門分野  | 氏名       | 役職                     |
|-------|----------|------------------------|
| 廃棄物処理 | 田中 勝     | 公立鳥取環境大学客員教授           |
| 水 環 境 | 河原 長美    | 岡山大学名誉教授               |
| 廃棄物処理 | 花嶋 温子    | 大阪産業大学人間環境学部生活環境学科講師   |
| 大気環境  | 後藤 知伸    | 鳥取大学大学院工学研究科機械宇宙工学専攻教授 |
| 法 律   | 足立 拓     | 弁護士                    |
| 調 停   | 清水 久代(欠) | 元鳥取家庭裁判所米子支部家事調停委員     |
| 経 営   | 酒田 礼子    | 鳥取県よろづ支援拠点コーディネーター     |

## (4) 審議概要

県は、5月19日に開催した水利権者1名との意見調整会議での調整状況について、センターがこれまで回答してきた見解等を説明し、一部には理解を得られた部分があったが、概ね平行線の状態が続いたこと等を報告し、審議会から意見をいただいた。

### <審議会意見>

- ・事業者の対応は十分だが、関係住民と事業者の生活環境保全上の意見が乖離していること等により、関係住民の理解を得ることが難しい状況にある。
- ・これにより全ての意見調整すべき関係住民(2自治会、営農者等個人10人)との調整結果について、条例終結事由に該当するとの審議結果であることから、意見調整は終結が妥当であると考える。

## 2 条例手続の終結

審議会の意見を踏まえ、県は、意見調整を行った結果について、手続条例第18条第1項の規定に基づき、意見調整を終結するときに該当するものと決定し、5月31日付けで事業者、米子市、関係住民へ判断結果を通知するとともに、米子市役所淀江支所等15か所で掲示するなど周知した。

## 3 米子市への説明

県は、米子市からの依頼を受け、淀江産業廃棄物管理型最終処分場事業計画に係る条例手続の経過について、次のとおり、米子市議会で説明した。

- (1) 日 時 令和元年6月6日(木)午後1時16分~5時46分
- (2) 会議名 米子市議会全員協議会(会場:米子市議会議場)
- (3) 出席者 県:生活環境部 酒嶋部長ほか  
米子市:市議会議員 24名(1議員欠席)、米子市長ほか

(4) 主な意見等

| 議員の意見等  | 県の回答  |
|---|---|
| 平成30年11月4日の意見調整会議について、県は一部の傍聴者が机を倒したと審議会に報告しているが、倒した事実ではなく、問題ではないか。 | 審議会では「一部の傍聴者が机を倒す等、会議の運営に支障が生じる行動があった」と報告しており、倒す行為があったことを確認している。  |
| 意見調整会議の傍聴を別室でのモニター傍聴とすることは認められない。                                   | 県は、関係住民と事業者が冷静に話し合える場を確保することも役割の一つであるため、適正な会議運営のため、別室傍聴としたものである。  |
| 昨年、商工団体から早期設置の要望もあり、処分場は必要な施設だと認識している。他県の搬入規制の状況や現在の処分先はどうなっているか。   | 県外産廃の搬入規制は36道県で実施している。県内の産廃管理型品目の最終処分先は、兵庫県が77%、島根県が21%となっている。  |
| 平成元年に一廃処分場で不適切埋立があつたが、県は掘り返して調査すべき。                                 | 平成元年に市町村が収集した一廃の中に、不適物(産廃)が混入しており、数か月にわたり不適物が埋め立てられていたと言わざるを得ないことは遺憾だが、一方で、排出事業者の認識不足も要因であり、速やかに対策が講じられていることも確認したことから、県は昨年末に西部広域行政管理組合等を厳重指導した。その際に、処分場の周縁地下水の水質検査結果等を点検し、生活環境保全上支障が生じていないことも確認している。新たな掘り起しへ埋立物の化学変化等の支障が発生するリスクがあるため、考えていない。 |

4 今後の予定

廃棄物処理法の事前手続である条例手続が終了したことから、今後、事業者が詳細設計等を行って廃棄物処理法に基づく許可申請書類をとりまとめ、県に提出されれば、県は、廃棄物処理法の規定に従い、有識者の意見等を聴きながら、厳正に審査を行っていく。

5 参考（淀江処分場事業計画の主な経過）

| 年月日       | 内 容  |
|-----------|--|
| H24～H28   | センター等が6自治会に事前説明会を開催(計105回)   |
| H28.11.30 | センターが県に事業計画書、周知計画書を提出  |
| H28.12.16 | 廃棄物審議会を開催  |
| H29.1月～2月 | センターが住民説明会を開催(6自治会及び自治会以外を対象に 計7回)   |
| H29.3月～6月 | 関係住民がセンターに意見書を提出し、センターが見解書を回答  |
| H29.6.7   | 廃棄物審議会を開催  |
| H29.7月～8月 | 関係住民がセンターに再意見書を提出し、センターが再見解書を回答  |
| H29.9.19  | センターが県に実施状況報告書を提出  |
| H29.11.20 | 廃棄物審議会を開催  |
| H29.11.24 | 県が、審議会の意見等を踏まえ、合意形成状況を判断<br>⇒「住民への周知に係る事業者の対応は十分だが、2自治会等の理解が得られていない」   |
| H29.12月   | 関係住民等が県に意見調整申出書を提出<br>(意見調整対象の関係住民：2自治会、個人(営農者等)10人)   |
| H30.2～    | 県が、論点を整理した上で、日程を調整し、意見調整会議を9回開催<br>【内訳】<br>○自治会 西尾原:10/13、下泉:11/4、12/16、H31/3/10<br>○個人:5/9、5/13、5/22、10/28、R1/5/19<br><br>廃棄物審議会を5回開催(6/12、11/12、H31/2/18、H31/4/19、R1/5/27) |
| R1.5.31   | 審議会の意見を踏まえ、県は、手続条例第18条第1項の規定に基づき、意見調整を終結するときに該当するものと決定し、関係住民、米子市等に通知   |
| R1.6.3    | 公民館等での終結結果の掲示開始(～R1.6.10)  |